

引取業者登録申請に係る必要書類

必要書類	様式等	備考
1 申請書	引取業者登録申請書（省令様式第一）	
2 法第45条第1項各号に該当しないことを誓約する書面	誓約書	
3 申請者が個人の場合 （申請者が外国人の場合）	住民票（本籍地つき）の写し 外国人登録法に基づく登録原票記載事項証明書等	
4 申請者が法人の場合	登記簿謄本	
5 申請者が未成年で法定代理人が個人の場合	法定代理人の住民票（本籍地つき）の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
6 申請者が未成年で法定代理人が法人の場合	定款又は寄付行為及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。） 法人の役員の住民票の写し並びに登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
7 フロン類の確認体制を説明する書類		

引取業者変更届に係る必要書類

変更事由	必要書類	備考
1 氏名又は住所（個人の場合）	変更届（省令様式第二）、誓約書、住民票（本籍地つき）の写し	
2 名称、住所又は代表者の氏名（法人の場合）	変更届、誓約書、登記簿の謄本	
3 事業所の名称及び所在地	変更届、誓約書	
4 法人の役員の氏名	変更届、誓約書、登記簿の謄本	
5 申請者が未成年で法定代理人が個人の場合	法定代理人の住民票（本籍地つき）の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
6 申請者が未成年で法定代理人が法人の場合	定款又は寄付行為及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。） 法人の役員の住民票の写し並びに登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
7 フロン類の確認体制	変更届、誓約書、体制を説明する書類	

フロン類回収業者登録申請に係る必要書類

必要書類	様式等	備考
1 申請書	フロン類回収業者登録申請書（省令様式第三）	
2 法第56条第1項各号に該当しないことを誓約する書面	誓約書	
3 申請者が個人の場合 （申請者が外国人の場合）	住民票（本籍地つき）の写し 外国人登録法に基づく登録原票記載事項証明書等	
4 申請者が法人の場合	登記簿謄本	
5 申請者が未成年で法定代理人が個人の場合	法定代理人の住民票（本籍地つき）の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
6 申請者が未成年で法定代理人が法人の場合	定款又は寄付行為及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。） 法人の役員の住民票の写し並びに登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
7 フロン類回収設備の所有権又は使用权を証する書類	売買契約書、領収書、賃貸借契約書等	
8 フロン類回収設備の種類、能力を説明する書類	設備の仕様書等	

フロン類回収業者変更届に係る必要書類

変更事由	必要書類	備考
1 氏名又は住所（個人の場合）	変更届（省令様式第四）、誓約書、住民票（本籍地つき）の写し	
2 名称、住所又は代表者の氏名（法人の場合）	変更届、誓約書、登記簿の謄本	
3 事業所の名称及び所在地	変更届、誓約書	
4 法人の役員の氏名	変更届、誓約書、登記簿の謄本	
5 申請者が未成年で法定代理人が個人の場合	法定代理人の住民票（本籍地つき）の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
6 申請者が未成年で法定代理人が法人の場合	定款又は寄付行為及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。） 法人の役員の住民票の写し並びに登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
7 回収しようとするフロン類の種類、フロン類回収設備の種類、能力及び台数	変更届、誓約書、フロン類回収設備の所有権又は使用权を証する書類及びフロン類回収設備の種類、能力を証明する書類	

解体業許可申請に係る必要書類

必要書類	様式等	備考
1 申請書	解体業許可申請書（省令様式第五）	
2 法第62条第2項のいずれにも該当しないことを証する書類	誓約書	
3 施設の構造を明らかにする図面等	平面図 立面図 断面図 構造図 設計計画書 付近の見取図	
4 施設の所有権（使用权）を証する書類	登記簿謄本及び契約書	
5 事業計画書		
6 収支見積書		
7 申請者が個人の場合	住民票（本籍地つき）の写し 登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
8 申請者が法人の場合	定款又は寄附行為 登記簿謄本	
9 申請者が法人の場合	役員の住民票（本籍地つき）の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。） 株式総数又は出資額の5/100以上の株主又は出資者がいる場合 住民票（本籍地つき）の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）又は登記簿謄本	
10 令第5条に規定する使用人がある場合	住民票（本籍地つき）の写し 登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
11 申請者が未成年で法定代理人が個人の場合	法定代理人の住民票（本籍地つき）の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
12 申請者が未成年で法定代理人が法人の場合	定款又は寄附行為及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。） 法人の役員の住民票の写し並びに登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
13 廃棄物処理法の許可を受けている場合	許可証	
※ 法第62条第1項に適合することを証する書類	標準作業書等	ガイドライン

破砕業許可申請に係る必要書類

必要書類	様式等	備考
1 申請書	破砕業許可申請書（省令様式第八）	
2 法第69条第2項のいずれにも該当しないことを証する書類	誓約書	
3 施設の構造を明らかにする図面等	平面図 立面図 断面図 構造図 設計計画書 付近の見取図	
4 施設の所有権（使用权）を証する書類	登記簿謄本及び契約書	
5 事業計画書		
6 収支見積書		
7 申請者が個人の場合	住民票（本籍地つき）の写し 登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
8 申請者が法人の場合	定款又は寄附行為 登記簿謄本	
9 申請者が法人の場合	役員の住民票（本籍地つき）の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。） 株式総数又は出資金額 住民票（本籍地つき）の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）又は登記簿謄本	
10 令第5条に規定する使用人がある場合	住民票（本籍地つき）の写し 登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
11 申請者が未成年で法定代理人が個人の場合	法定代理人の住民票（本籍地つき）の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
12 申請者が未成年で法定代理人が法人の場合	定款又は寄附行為及び登記事項証明書 法人の役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保護人に該当しない旨の登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
13 廃棄物処理法の許可を受けている場合	許可証	
※ 法第69条第1項に適合することを証する書類	標準作業書等	ガイドライン

※更新時において、当初申請時から特段の変更がない場合には、3及び4の施設関係の書類は不要です。

解体業の変更届（法第63条）...事項に変更があったときから、30日以内に届出

変更届出事項	届出事項の根拠（法第63条）	必要書類（変更届出書+誓約書+）	備考
1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	法第61条第1号	個人の場合には、住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。） 法人の場合には、定款又は寄附行為及び登記簿謄本	
2 事業所の名称及び所在地	法第61条第2号	施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設の付近の見取り図 施設の所有権又は使用権を証する書面	
3 法人の役員の氏名及び住所	法第61条第3号	当該役員の住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）並びに登記簿謄本	
4 使用人がある場合には、使用人の氏名及び住所	〃	当該使用人の住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
5 法定代理人が個人の場合の氏名及び住所	法第68条第5号	当該法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
6 法定代理人が法人の場合の氏名及び住所	〃	当該法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
7 法定代理人が法人の場合の法人の役員の氏名及び住所	〃	当該役員の住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）並びに登記簿謄本	
8 事業の用に供する施設の概要	法第61条第5号	施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設の付近の見取り図 施設の所有権を証する書面	
9 標準作業書の記載事項	法第61条第6号施行規則第55条第4項第1号	変更後の標準作業書	
10 他の解体業、破砕業又は産業廃棄物処理業の許可番号	法第61条第6号施行規則第55条第4項第2号	変更後の許可証の写し	
11 事業所以外の保管・積替え場所（所在地、面積、保管量の上	法第61条第6号施行規則第55条第4項第3号	6に同じ	
12 5/100以上の出資者又は株主の氏名・名称及び住所	法第61条第6号施行規則第55条第4項第4号	株式の数又は出資の金額を記載した書類 当該者に係る住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）又は登記簿謄本	
13 使用人がある場合には、使用人の氏名及び住所	法第61条第6号施行規則第55条第4項第5号	当該使用人の住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	

破砕業の変更許可（法第70条）...変更前に申請

変更許可事項	必要書類（変更申請書+誓約書+）	備考
1 事業の範囲を変更しようとするとき ex. 破砕前処理 → 破砕処理	施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設の付近の見取り図 施設の所有権を証する書面 変更後の事業計画書 変更後の収支見積書 個人の場合には、住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。） 法人の場合には、定款又は寄附行為及び登記簿謄本 法人の場合には、役員住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。） 5/100以上の出資者又は株主の住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）又は登記簿謄本 使用人がある場合は、住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	

破砕業の変更届（法第71条）...事項に変更があったときから、30日以内に届出

変更届出事項	届出事項の根拠	必要書類（変更届出書+誓約書+）	備考
1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	法第68条第1号	個人の場合には、住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。） 法人の場合には、定款又は寄附行為及び登記簿謄本	
2 事業所の名称及び所在地	法第68条第3号	施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設の付近の見取り図 事業所の所有権又は使用権を証する書面	
3 法人の役員の氏名及び住所	法第68条第4号	当該役員の住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）並びに登記簿謄本	
4 使用人がある場合には、使用人の氏名及び住所	〃	当該使用人の住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
5 法定代理人が個人の場合の氏名及び住所	法第68条第5号	当該法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
6 法定代理人が法人の場合の氏名及び住所	〃	当該法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	
7 法定代理人が法人の場合の法人の役員の氏名及び住所	〃	当該役員の住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）並びに登記簿謄本	
8 事業の用に供する施設の概要	法第68条第6号	施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設の付近の見取り図 施設の所有権又は使用権を証する書面	
9 標準作業書の記載事項	法第68条第7号施行規則第60条第4項第1号	変更後の標準作業書	
10 他の解体業、破砕業又は産業廃棄物処理業の許可番号	法第68条第7号施行規則第60条第4項第2号	変更後の許可証の写し	
11 事業所以外の保管・積替え場所（所在地、面積、保管量の上	法第68条第7号施行規則第60条第4項第3号	6に同じ	
12 廃棄物処理法第15条施設の許可又は変更許可	法第68条第7号施行規則第60条第4項第4号	変更後の許可証の写し	
13 5/100以上の出資者又は株主の氏名・名称及び住所	法第68条第7号施行規則第60条第4項第5号	株式の数又は出資の金額を記載した書類 当該者に係る住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）又は登記簿謄本	
14 使用人がある場合には、使用人の氏名及び住所	法第68条第7号施行規則第60条第4項第6号	当該使用人の住民票の写し及び登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）	